

令和8年度 田原市立保育園  
(保育所型認定こども園)

# 入園のしおり

【重要事項説明書】



田原市 こども健康部 子育て支援課 (市役所 北庁舎1階)

☎ 0531-23-3513 開庁日 平日 9:00~16:30 (土日、祝日、年末年始を除く。)

✉ [jidou@city.tahara.aichi.jp](mailto:jidou@city.tahara.aichi.jp)

# 目次

1	保育所型認定こども園（保育園）	1
2	教育・保育の目標	1
3	教育・保育時間及び保育内容	2
4	年間行事	3
5	休園日	3
6	毎日の保育の流れ	4
7	登園・降園	5
8	給食・おやつ	5
9	保育料・給食費・利用料	6
10	健康管理	6
11	保育園における感染症の登園基準一覧表	7
12	くすりの取扱い	8
13	けが	8
14	服装・持ち物	9
15	保育園と家庭の連絡・情報共有	10
16	個人情報の取扱い	11
17	安全・防犯・防災対策	11
18	不適切な保育・虐待の防止のための措置	11
19	意見・苦情等申し出窓口	11
20	教育・保育の認定、変更	12
21	入所決定に係る利用調整	13
22	退園・転園	13
23	一時預かり事業	13
24	警報発表時等における休園・開園の判断	14
○	令和8年度田原市内保育園・認定こども園保育料（利用者負担額）一覧表	18
○	田原市保育所型認定こども園（公立保育園）一覧表	20
○	令和8年度保育の日程	21

## 児童憲章

われらは、日本国憲法の精神にしたがい、児童に対する正しい観念を確立し、すべての児童の幸福をはかるために、この憲章を定める。

児童は、人として尊ばれる。

児童は、社会の一員として重んぜられる。

児童は、よい環境のなかで育てられる。

- 1 すべての児童は、心身ともに、健やかに生まれ、育てられ、その生活を保障される。
- 2 すべての児童は、家庭で、正しい愛情と知識と技術をもって育てられ、家庭に恵まれない児童には、これにかわる環境が与えられる。
- 3 すべての児童は、適当な栄養と住居と被服が与えられ、また、疾病と災害からまもられる。
- 4 すべての児童は、個性と能力に応じて教育され、社会の一員としての責任を自主的に果たすように、みちびかれる。
- 5 すべての児童は、自然を愛し、科学と芸術を尊ぶように、みちびかれ、また、道徳的心情がつかわれる。
- 6 すべての児童は、就学のみちを確保され、また、十分に整った教育の施設を用意される。
- 7 すべての児童は、職業指導を受ける機会が与えられる。
- 8 すべての児童は、その労働において、心身の発育が阻害されず、教育を受ける機会が失われず、また児童としての生活がさまたげられないように、十分に保護される。
- 9 すべての児童は、よい遊び場と文化財を用意され、わるい環境からまもられる。
- 10 すべての児童は、虐待、酷使、放任その他不当な取扱からまもられる。あやまちをおかした児童は、適切に保護指導される。
- 11 すべての児童は、身体が不自由な場合、または精神の機能が不十分な場合に、適切な治療と教育と保護が与えられる。
- 12 すべての児童は、愛とまことによって結ばれ、よい国民として人類の平和と文化に貢献するように、みちびかれる。

〔制定日〕昭和26年5月5日

## 1 保育所型認定こども園（保育園）

\*田原市立保育園は、令和元年10月に保育所型認定こども園に移行しましたが名称は『保育園』です。

保育所型認定こども園（保育園）は、児童福祉法第39条の規定に基づき、保育を必要とする子どもの保育を行うほか、学校教育法第23条に掲げる目標が達成されるように教育を行う施設です。併せて、保護者に対する子育て支援のため、保育に関する相談等に応じるところです。

保育園は、保育所保育指針に基づき、保護者の子育てのパートナーとして、一人ひとりの子どもが現在を最も良く生き、望ましい未来をつくり出す力の基礎を培うため、子どもの人権を尊重し最善の利益を考慮しながら、各園の創意工夫のもと、保育・教育を行っています。

## 2 教育・保育の目標

- 十分に養護の行き届いた環境の下に、くつろいだ雰囲気の中で子どもの様々な欲求を満たし、生命の保持及び情緒の安定を図る
- 健康、安全など生活に必要な基本的な習慣や態度を養い、心身の健康の基礎を培う
- 人との関わりの中で、人に対する愛情と信頼感、そして人権を大切にすることを育てるとともに、自主、自立及び協調の態度を養い、道徳性の芽生えを培う
- 生命、自然及び社会の事象についての興味や関心を育て、それらに対する豊かな心情や思考力の芽生えを培う
- 生活の中で、言葉への興味や関心を育て、話したり、聞いたり、相手の話を理解しようとするなど、言葉の豊かさを養う
- 様々な体験を通して、豊かな感性や表現力を育み、創造性の芽生えを培う

### （目指す子ども像）

- 心身ともに健康な子
- よく遊べる子
- 明るく思いやりのある子
- 自然を愛する子
- よく見、よく聞き、よく話せる子
- 豊かな表現のできる子

### 3 教育・保育時間及び保育内容

#### 【保育所型認定こども園（保育園）】 11園

\*保育園一覧表は、20ページをご参照ください。

保育園名	開園時間 (月～金曜日)	受入年齢	教育標準時間 (1号認定)	保育短時間 (2・3号認定)	保育標準時間 (2・3号認定)	希望保育 (土曜日)
野田、東部、 泉、清田、 中山、小中山	7:30～16:30	1歳6か月～	8:30 ～15:30	8:30 ～16:30 (最大8時間)	7:30 ～18:30 (最大11時間)	7:30 ～12:30
神戸	7:30～18:30					
第一、稲場、 福江、伊良湖岬	7:30～19:00	10か月～				

\*実際の利用時間は、家庭で保育できない時間帯のみで、保護者の就労状況などにより異なります

#### (延長保育(2・3号認定))

- 認定の時間を超えて保育を希望される場合、保育園に「延長保育申請書」を提出してください。(開園時間内で対応が可能)
- 延長保育利用料 30分250円/月(18:30～19:00:500円/月)
- 17:30以降も保育を必要とする児童にはおやつを提供します。  
保育園に「おやつ申込書」を提出してください。おやつ代は、月額1,000円です。

#### (1号認定こども預かり保育)

- 1号延長時間 100円/日(15:30～16:30) \*必要に応じて、7:30～8:30、16:30～17:30の延長預かりも可
- 長期休暇期間 500円/日(8:30～15:30)
  - ・夏季休暇 7月21日～8月31日(8月初旬及び下旬の夏季保育期間は230円/日で利用可)
  - ・冬季休暇 12月24日～翌年1月6日
  - ・春季休暇 卒園式の日の翌日～翌年度入園式の日の前日
- 希望される場合、保育園に「一時預かり事業利用申請書」を提出してください。

#### (希望保育(2・3号認定))

- 保護者の就労などで家庭での保育ができない場合、保育園に「希望保育申出書」を提出してください。給食(外注弁当)を提供します。
- 毎週土曜日7:30～12:30/一部の園では合同保育を実施(清田・福江、中山・小中山)
- お盆、年末年始、年度末等の平日にも希望保育を行います。

#### (ならし保育(新入園児))

- 新入園児が、保育園での新しい生活リズムに慣れることを目的に行うもので、最初の1週間程度は給食が終わる13時までお預かりします。
- ならし保育の期間やお迎え時間などは、保護者の就労状況等により相談に応じます。

#### (乳児保育)

- 第一、稲場、福江、伊良湖岬保育園の4園では生後10か月から、その他の保育園では生後1歳6か月から受け入れています。

#### (障がい児保育)

- 集団保育が可能な児童のうち、中軽度の障害や障害認定・診断がない場合でも、児童の発達状況を踏まえ集団のなかで生活が送れるよう、保育士の配置を手厚くした保育(加配保育)を実施しています。
- 加配保育は3歳児から5歳児が対象で、加配保育士は必ずしも1人対1人で対応するものでなく、あくまでも集団での保育となります。
- 児童の発達状況で気になることや心配事がある方は、保育園又は田原市児童発達支援センター(あおぞら園/電話0531-22-0256)へご相談ください。

**（休日保育・土曜日集合保育（2・3号認定／1歳6か月から））【365日保育】**

○子育てと就労等の両立を支援するとともに児童の健全な育成と福祉の向上を図るため、「野田保育園（野田町）」で休日保育・土曜日集合保育を実施しています。

○利用には、事前登録が必要になりますので、保育園又は子育て支援課にお問い合わせください。

- ・実施日 土曜日、休日（日曜日、祝日、年末年始）
- ・保育時間 7時30分～18時
- ・対象児童 市内在住で市内の保育園等に入所している満1歳6か月から小学生未満の児童（1号認定児童は利用できません。）
- ・要件 就労、傷病等により家庭で保育ができない場合 等

**（病後児保育（2・3号認定／1歳6か月から））** ※令和8年度制度拡充予定（別途、お知らせします。）

○病気からの回復期にある「病後児」を、保護者が就労等の都合により保育を行うことが困難な場合に「おひさま病後児保育室（田原町）」で児童を一時的にお預かりして、保育士が保育を行います。

○利用には、事前登録が必要になりますので、保育園又は子育て支援課にお問い合わせください。

- ・開設日時 月～金曜日 8時30分～17時（祝日、8月15日、年末年始は閉設）
- ・対象児童 市内在住で市内の保育園等に入所している満1歳6か月から小学生未満の児童（1号認定児童は利用できません。）
- ・要件 渥美病院小児科医師の診察により利用が可能と判断された場合

**4 年間行事**

月	保育園行事
4月	・入園式 ・新入園児歓迎会 ・健康診断（内科、歯科）
5月	・春の遠足
6月	・保育参加 ・プール開き
7月	・七夕まつり会 ・個別懇談会
8月	・プール納め
9月	・児童引渡し訓練
10月	・園内運動会 ・秋の遠足 ・健康診断（内科、歯科）
11月	・防火パレード
12月	・生活発表会 ・クリスマス会
1月	・郵便ごっこ ・年長児個別懇談会
2月	・豆まき（節分） ・よい子の歯みがき運動
3月	・ひなまつり会 ・お別れ遠足 ・お別れ会 ・卒園式
毎月	・身体測定 ・交通安全指導 ・避難訓練 ・防犯訓練（随時）



\*実施月・実施内容は、保育園ごと異なりますので、詳細は保育園の行事表でご確認ください。

\*地域コミュニティや団体の行事などへの参加は、保育園ごと異なります。

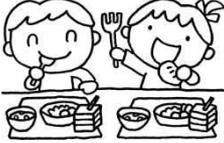
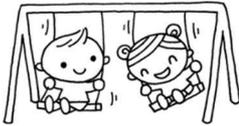
**5 休園日**

○日曜日、祝日、年末年始（12月29日～翌年1月3日）、その他休園が必要な場合

## 6 毎日の保育の流れ

\*保育園により時間が若干異なります。また、子どもの成長に伴い時間や内容が変更になります

\*実際のお預かり時間は、保護者の就労状況などで異なります。

3歳未満児	3歳以上児
7:30 開園、延長保育（必要な方のみ）	7:30 開園、延長保育（必要な方のみ）
8:30～ 順次登園 健康観察 遊び 	8:30～ 順次登園 健康観察 遊び 
10:00 おやつ 	10:00 表現・運動・創作力等を高める遊び 行事の準備、散歩など (ごっこ遊び、造形遊び、運動遊び等)
遊び・散歩  	 
11:30 昼食 	11:30 昼食の準備 昼食 
12:30 昼寝（午睡） 	13:00 遊び（夏期は昼寝（午睡）） 戸外、室内遊び 
15:00 おやつ 	15:00 おやつ 
遊び 	遊び 
降園準備 健康観察	降園準備 健康観察
～16:30 順次降園（3号認定短時間） 延長保育（必要な方のみ）	～15:30 順次降園（1号認定） ～16:30 順次降園（2号認定短時間） 延長保育（必要な方のみ）
18:30 閉園（園により時間が異なります。）	18:30 閉園（園により時間が異なります。）  (散歩は、園近隣の公園や広場などに行きます。)

## 7 登園・降園

- 児童の登降園については、保護者が責任を持って付き添い送迎してください。
- 登園時は、児童を直接保育士に託してからお帰りください。
- 田原市では、登降園の確認手段として、「コドモン」（保護者との連絡アプリ）を導入しています。登降園の際は、所定の場所のタブレット（コドモン）で、必ず保護者が登降園の打刻を行ってください。  
（インストール方法など、詳細は保育園から説明を行います。）
- 保育園を欠席又は登園が遅れる場合、必ず、当日の午前9時までにコドモンで保育園に連絡してください。
- 途中降園する場合、事前にコドモンで保育園に連絡してください。
- 児童の送迎が代理の方の場合、事前にコドモンで保育園に連絡してください。  
降園時に事前連絡がない場合、事故防止のため児童は引渡しできません。  
なお、小中高年生のお子さんによる送迎はできません。
- 車による送迎時は、道路交通法を遵守（チャイルドシート等の着用）してください。
- 保育園周辺は狭い道路が多くなっていたり、駐車スペースが限られたりしています。  
児童や周辺にお住いの方の安全確保のため、園ごとの通行ルール、降園時の園庭利用ルール、駐車ルールを守ってください。



## 8 給食・おやつ

- 給食は、市の栄養士が、児童の心身の成長・発育と健康維持・増進を図るために必要となる食物を、栄養やカロリーバランスを考慮した献立で作成する市統一献立による完全給食です。  
「田原市給食センター（赤羽根町）」で調理され、保育園に配送されます。
- 第一、稲場、福江、伊良湖岬保育園の4園（生後10か月／乳児保育実施園）における0、1歳児の給食は園内で自園調理しています。
- 保育園を休むことが事前にわかっている場合、保育園に前月の10日までに「給食中止申出書」を提出することで、給食をキャンセルすることができます。
- 遠足や台風時などの場合、家庭から弁当を持参していただくことがあります。
- 土曜日希望保育は、外注弁当を提供します。  
弁当のキャンセルは、利用日の1週間前の水曜日までに口頭で申し出てください。  
なお、平日希望保育は対応が異なりますので、保育園からその都度ご案内します。

### （献立表）

- 毎月1か月分の献立表（給食・おやつ）を、保育園で前月末頃に配付します。  
家庭での朝食、夕食の参考にしてください。

### （食物アレルギー児への対応）

- 児童の食物アレルギーを原因として、保護者が「給食における除去等の特別な配慮」を希望する場合、「食物アレルギー対応申請書」及び医師が記入した「保育所におけるアレルギー疾患生活管理指導表」を保育園に提出してください。それに基づき、市が対応を認定し、保護者及び関係者で面談を行い、対応方法を決定します。
- アレルギー食材を除いて調理することが困難な場合などは、弁当・おやつ持参となる日があります。（3歳児以上を対象に、持参弁当・おやつを喫食した場合、食物アレルギー対応食補助制度があります。）

### （食育）

- 野菜などの栽培、収穫などで自然の恵みの大切さを学びます。
- 日々の給食や人形劇などで、食事マナーや食の大切さなどを学びます。



## 9 保育料・給食費・利用料

\*田原市内保育園・認定こども園保育料（利用者負担額）一覧表は、18・19ページをご参照ください。

○田原市では、安心して子育てできる街として子育て世帯の負担を軽減するため、市の独自施策を拡充して、市内の認可保育施設（公立保育園・民間保育施設）を利用する本市在住の児童の保育料及び給食費の無償化を、令和6年4月から実施しています。

（令和8年度も無償化継続の予定）

- ・それにより、0歳児から2歳児クラスまでの全ての子どもの保育料（給食費を含む。）が、所得や出生順位にかかわらず、無料になりました。  
※3歳以上児は、以前から無償化されていました
- ・それにより、満3歳児から5歳児クラスまでの全ての子どもの給食費が、所得や出生順位にかかわらず、無料になりました。  
※3歳未満児の給食費は保育料に含まれています

### （注意事項／無償化の対象外事業）

○保育園における延長保育、1号認定こども預かり事業、休日・土曜日集合保育など特別な保育・教育サービス（給食費を含む。）の利用料については、引き続き、利用された保護者の負担が必要です。

### （利用料の支払い）

- 延長保育サービスを利用される場合、「口座振替登録」をお願いしています。保育園から、別途ご案内させていただきます。（振替日は、基本、毎月末日）
- 口座振替登録されない場合は、保護者による納付書払いとなります。

## 10 健康管理

○入園後しばらくの間は、児童は心身ともに疲れがちになりますので、帰宅後は十分な休息・睡眠を取るようにしましょう。

○朝食をとり、用便は、できる限り毎朝登園前にすませる習慣をつけましょう。

○家庭で食事やおやつの前、外出から帰ったときは、手洗い・うがいをする習慣をつけましょう。

○登園前に児童の体温や健康状態をよく確認し、発熱や体調が良くないなど、異常がある場合は無理をせず休養させ、登園を控えさせてください。

お休みされる場合も登園される場合も、必ずその症状をお知らせください。

○児童の持病（ひきつけ、ぜんそく、じんましん、アレルギー体質、ヘルニア等）、関節がはずれやすい及び熱がすぐ出るなど、保育上注意が必要となるため、入園時に必ずお知らせください。

○眼、鼻、皮膚など体に異常がみられる場合、速やかに医師の診断を受けてください。

### （児童が感染症にかかったとき）

○児童が感染症を発症した場合、感染拡大防止のため、他にうつる心配が無くなるまで登園停止になります。（P.7「保育園における感染症の登園基準一覧表」参照）

感染症と診断されたときは、速やかに保育園に連絡してください。

また、治癒しても児童の健康状態を十分観察して、集団生活に支障がないかを目安にしてください。

回復期の登園に際しては、必ず医師の診断に従ってください。

### （児童が保育中に具合が悪くなったとき）

○保育中に発熱、嘔吐、下痢などで児童の具合が悪くなった場合、保護者に連絡します。症状によってはお迎えをお願いします。

○事後の対応を相談のうえ、適切な処置を行います。

# 1 1 保育園における感染症の登園基準一覧表

○保育園は、乳幼児が集団で生活する場で、大勢の児童の健康を守るための健康管理について、学校保健安全法に準拠して行っています。

○登園に際しては、以下の配慮をお願いいたします。

- ・ 保育園内での感染症の集団発症や流行につながらないこと
- ・ 児童の身体の健康状態が保育園での集団生活に適応できる状態に回復していること

## (子どもの感染性疾患一覧表)

感染症名	感染しやすい期間	登園のめやす
麻疹（はしか）	発症1日前から発しん出現後の4日後まで	解熱後3日を経過していること
インフルエンザ	症状が有る期間（発症前24時間から発症後3日程度までが最も感染力が強い）	発症した後5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過していること（乳幼児は3日経過していること）
新型コロナウイルス感染症	発症後5日間	発症後5日を経過し、かつ症状が軽快した後1日を経過すること ※無症状の感染者の場合、検体採取日を0日目として5日経過すること
風しん	発しん出現の前7日から7日後くらい	発しんが消失していること
水痘（水ぼうそう）	発しん出現1～2日前から痂皮（かさぶた）形成まで	全ての発しんが痂皮（かさぶた）化していること
流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	発症3日前から耳下腺腫脹後4日	耳下腺、顎下腺、舌下腺の膨張が発現してから5日経過し、かつ全身状態が良好になっていること
咽頭結膜熱（プール熱）	発熱、充血等の症状が出現した数日間	発熱、充血等の主な症状が消失した後2日経過していること
流行性角結膜炎	充血、目やに等の症状が出現した数日間	結膜炎の症状が消失していること
百日咳	抗菌薬を服用しない場合、咳出現後3週間を経過するまで	特有の咳が消失していること又は適正な抗菌薬による5日間の治療が終了していること
腸管出血性大腸菌感染症（O157、O26等）	－（感染しやすい期間を明確にできない）	医師により感染のおそれがないと認められていること（無症状病原体保有者の場合、登園可能なケースあり）
結核	－（感染しやすい期間を明確にできない）	医師により感染のおそれがないと認められていること
溶連菌感染症	適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後1日間	抗菌薬内服後24～48時間経過していること
マイコプラズマ肺炎	適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後数日間	発熱や激しい咳が治まっていること
手足口病	手足や口腔内に水泡・潰瘍が発症した数日間	発熱や口腔内の水泡・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
伝染性紅斑（りんご病）	発しん出現前の1週間	全身状態が良いこと
ウイルス性胃腸炎（ノロ、ロタ等）	症状のある間と、症状消失後1週間（量は減少していくが数週間ウイルスを排泄しているので注意が必要）	嘔吐、下痢等の症状が治まり、普段の食事がとれること
ヘルパンギーナ	急性期の数日間（便の中に1か月間ウイルスを排泄しているので注意が必要）	発熱や口腔内の水泡・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
RSウイルス感染症	呼吸器症状のある間	呼吸器症状が消失し、全身状態が良いこと
帯状疱疹	水泡を形成している間	全ての発しんが痂皮（かさぶた）化していること
突発性発しん	－（感染しやすい期間を明確にできない）	解熱し機嫌が良く、全身状態が良いこと

\*保育所における感染症対策ガイドライン（令和5年5月一部改訂版）

## 12 くすりの取扱い

- 保育園では、原則としてくすりは飲ませません。(家庭で飲むようにしてください。) 与薬は、児童の生命に関わる医療行為で慎重な対応が求められることと誤飲等の事故防止のためです。
- 医療機関で診察を受ける際、保育園で原則としてくすりの使用ができない旨を主治医に伝えてください。また、くすりを1日2回にしてもらえるか確認してみてください。
- やむを得ず保育園での与薬が必要な場合、主治医の指示と保護者の同意が必要となるため、保育園に「連絡票」「薬剤情報提供書」を提出してください。  
その場合、くすりは誤飲防止のため、1回分ずつ小分けにして持たせてください。  
なお、市販薬の与薬は行いません。
- 保護者が与薬に来園することも可能です。その場合、書類の提出は不要です。
- 座薬の挿入は保育園では行いません。(想定外の事故防止のため)

## 13 けが

- 保育園は、安全第一で事故が起きないように細心の注意を払って保育を行っていますが、集団生活のなかでは思わぬ突発的なけがや事故が起こり得る場合があります。  
保護者の皆様のご理解をお願いします。
- 乳幼児期は、成長のなかで様々な活動に自己挑戦していく時期にあり、自分で転んでしまったり一つのことに集中して他の児童や物にぶつかったりすることもあり、擦り傷や打撲など小さなけがをすることもあります。  
自分の力を試しながら、人との関わりや身を守る術を体験的に学んでいく時期にあります。
- 乳幼児期は、発達過程のなかで自我が芽生え、自己主張も強くなる時期になり、言葉での表現が難しいことから、子ども同士の関わりの中で、ひっかきやかみつきなどのトラブルが生じることがあります。
- 怪我や事故が発生した場合、状況に応じて次のような処置を行います。  
関係する保護者に対して、状況や処置内容をお伝えします。
  - ・軽いけがは保育園で処置します。
  - ・医師の処置が必要と判断した場合、保護者に連絡のうえ、保護者もしくは保育園で医療機関を受診します。(医師から説明を聞いていただくため、病院への同行をお願いすることがあります。)

### (災害共済給付制度)

- 田原市では、保育中の事故に備え、独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付制度に、全児童に加入していただきます。
- 保険料は、田原市と保護者の双方で負担します。
- 入園時に、保育園に「加入同意書」を提出してください。
- 児童が保育中にけがをした場合、田原市では18歳までの医療費助成制度によって全額支給されるため、見舞金相当額(医療費の2割)がスポーツ振興センターから支給されます。

## 14 服装・持ち物

### 3歳以上児

・交通安全バッチ（バンビバッチ）

・帽子



・名札  
・園服  
・運動靴

・水筒



・肩かけカバン  
（手拭き用タオル、出席ノート）

\*園児服やカラー帽子にワッペンをつけたり、飾りボタンに付け替えるのはやめましょう。

### 3歳未満児

・帽子



・カバン、リュック  
手提げ袋等  
（手拭き用タオル、  
食事前エプロン）

\*3歳未満児については、スモックは必要ありません。

\*保育園・クラスにより内容が異なりますので、詳細は保育園でご確認ください。

○通園の際は、帽子・園服（スモック）を着用しましょう。

（夏の園服はありません。）

○園児服やカラー帽子にワッペンをつけたり、飾りボタンに付け替えるのはやめましょう。

○活動しやすい衣服を着用しましょう。

○靴は、児童の足のサイズに合った活動しやすい運動靴をはかせましょう。

○ズボン、パンツ等は、大小便のしやすいものにしましょう。

（つりズボンやベルト付きは避けてください。）

○室内では上靴を使用します。

○出席ノートは、毎日カバンの中に入れてみましょう。（3歳以上児）

○手拭き用タオル・歯ブラシ・コップは、毎日持たせましょう。

（毎日持ち帰ります。）

○上靴、カラー帽子、昼寝の用具は、毎週金曜日に持ち帰ります。

洗濯（布団は日光消毒）を行い、清潔なものを翌月曜日にご持参ください。

#### （記名のお願い）

○持ち物の紛失を防ぐため、すべての持ち物（衣服、カバン、靴等）に「ひらがな」で名前を記入してください。消えたり薄くなったりしたものは書き直してください。

#### （持参禁止）

○児童に必要なおもちゃ、食べ物、現金などの持参はご遠慮ください。



## 15 保育園と家庭の連絡・情報共有

○保育園からは、園だより、クラスだより、随時のお知らせ、日々の保育の状況、給食献立表などを配付・コドモン配信します。

○保護者の方の参加行事もありますので、家庭内で日程や内容を確認してください。

○保育園の掲示板にも様々なお知らせ事項を掲示しますので、登降園時に適宜確認してください。



## 16 個人情報の取扱い

○保育園が業務上知り得た児童及び保護者に係る個人情報については、個人情報保護法や田原市個人情報保護条例など関係法令を遵守し、適切な取扱いに努めます。

### (外部提供)

○以下の目的のため、必要な範囲内において情報を外部提供することがあります。

- ・教育・保育給付認定、変更に関して、市に必要な情報の提供
- ・保育園の運営に関して、市に必要な情報の提供
- ・小学校入学時の円滑な接続に関して、小学校に対して児童保育要録の提供
- ・他の保育園等への転園時の円滑な接続に関して、当該園に対して必要な情報の提供
- ・緊急時や児童の発達相談など医療機関その他関係機関に必要な情報の提供

### (施設等での掲示・配信)

○保育園では、行事や日々の保育状況を写真撮影し、おたよりへの掲載、コドモンでの配信や園内掲示などを行いますので、前以ってご承知おきください。

○第三者への掲載を望まれない場合、事前に保育園に申し出てください。

## 17 安全・防犯・防災対策

○保育園に AED を設置し、保育士は心肺蘇生法や使い方等の研修を受けています。

○保育園では、園の出入口や園庭などを防犯カメラで常時録画しています。

○保育園ごと、避難訓練（毎月）、防犯訓練（随時）を実施しています。

## 18 不適切な保育・虐待の防止のための措置

○保育園では、関係法令の他、「保育所等における虐待等の防止及び発生時の対応等に関するガイドライン」等に基づき、保育に当たっています。

○保育園では、児童虐待防止法に基づき児童に虐待の疑いを発見した場合、関係機関へ通報します。

## 19 意見・苦情等申し出窓口

○田原市では、保護者からのご意見や苦情などに適切に対応するため、申出窓口を設置しています。保育園に関するご意見等について、責任をもって解決に努力します。

○保育園の利用にあたり、ご意見、ご要望、苦情、困り事などありましたら、園長又は主任保育士まで申し出てください。

### (相談・苦情担当者)

苦情解決責任者	①保育園 園長                      ②子育て支援課 課長
苦情受付担当者	①保育園 主任保育士    ②子育て支援課こども保育係
第三者委員	①民生・児童委員

## 20 教育・保育の認定、変更

○平成 27 年 4 月から「子ども・子育て支援新制度」が全国的に始まり、保育園や民間こども園などを利用するには、教育・保育の必要性に応じた「教育・保育給付認定」を受ける必要があります。

○認定にあたっては、保護者等のマイナンバー制度に伴う個人情報（個人番号）を提供していただく必要がありますので、ご協力をお願いします。

### （認定区分）

○保育の必要性の事由、保護者の状況、子どもの年齢に応じて、以下のいずれかが認定されます。

認定区分	対象となる子ども	利用可能な保育施設
1号認定 (教育標準時間認定)	満3歳以上で、保護者の就労等にかかわらず教育を希望する場合	認定こども園(公立・民間)
2号認定 (保育認定)	満3歳以上で、保護者の就労等により保育を必要とする場合	認定こども園(公立・民間)
3号認定 (保育認定)	満3歳未満で、保護者の就労等により保育を必要とする場合	保育園(漆田)

### （保育の必要量）

○2・3号認定を受ける場合、保護者の就労状況や病気などの事由により保育の必要量が異なります。

保育の必要量	
保育短時間	月56時間（休憩時間を除く）以上の就労等の場合、1日最大8時間預けることができます。
保育標準時間	月120時間（休憩時間を除く）以上の就労等の場合、1日最大11時間預けることができます。

\*実際の利用時間は家庭で保育できない時間帯のみで、保護者の就労状況などにより異なります。

### （保育の必要事由）

○2・3号認定を受けて保育施設を利用するためには、以下の保育の必要事由のいずれかに該当する必要があります。

保育を必要とする事由	
① 就労（家事手伝いは不可）	⑥ 求職活動
② 妊娠または出産	⑦ 就学
③ 疾病または障害	⑧ 虐待・DV
④ 介護等	⑨ 育児休業（新規申込は不可）
⑤ 災害復旧	⑩ その他（①～⑨に類すると市が認めた場合）

### （就労証明書作成時の注意事項）【重要】

○証明された記載内容に虚偽があったり事実と異なる場合、入所承諾または認定を取り消すことがあります。

○証明された記載内容について不明点や疑問点がある場合、事業所に調査・確認を行いますので、前以ってご承知おきください。

### （認定変更申請）

○認定変更申請（例：1号→2号、短時間→標準時間、就労→妊娠出産など）は月途中の変更はできませんので、変更希望月の前月20日までに保育園に申請してください。

### （保育必要事由が変更した場合）【重要】

○保護者の勤務事業所や就労時間など就労の状況が変更となった場合、必ず、保育園へ申し出て、「就労証明書の再提出」など手続きをしてください。

## 2 1 入所決定に係る利用調整

- 毎年 10 月、翌年度に新たに保育園・こども園への入所を希望する児童の申込み受付・面談を行います。（申込書は 9 月に園又は子育て支援課で配付、市 HP 掲載）
- 入所を希望する児童に医療的ケアが必要な場合、10 月の申込みの段階で必ず、子育て支援課及び保育園にケアが必要な内容についてご相談ください。
- 保育園への入所申込みが定員を超えた場合、児童福祉法に基づき市で利用調整・入所選考を行います。（毎年 12 月～翌年 1 月）
- 入所選考は、市の選考基準に基づいて選考を行います。保育利用調整会議を開催し、保護者から提出された入所申込書・就労証明書等の記載内容から点数を算出し、保育の必要度の高い方から順番に第 1～第 3 希望の公立園・民間園への入所を決定します。
- 利用調整の結果、希望園以外の入所可能な公立保育園への入所決定や民間園などへの受入要請による入所決定となる場合もあります。
- 入所申込みの結果、入所不可となった対象者がした場合、当該児童を対象として定員に満たなかった保育園の二次入所募集を行います。

### (5 月以降の入所)

- 年度途中の入所についても、4 月に入所ができなかった方、4 月入所の申込みができなかった方、年度途中の入所（転園）を希望する方を対象として、毎月、市で入所決定に係る利用調整・入所選考を行います。

## 2 2 退園・転園

- 市外転出のため退園される場合、退園の 2 週間前までに、保育園に「保育所入所児童退所届」を提出してください。
- 市内の保育園間で転園される場合、転園希望の 3 か月前の月末(9 月 1 日転園の場合、6 月末)までに、保育園に「保育所入所申込書」等を提出してください。

## 2 3 一時預かり事業

- 田原市では、保護者の病気や出産などで子どもの保育ができない場合、保護者が育児不安や負担を抱えている場合、週に 2・3 日だけ働くような場合など、子どもを有料でお預かりする事業を実施しています。（3 保育園、すくっとで実施中）

### (利用内容)

実施場所	神戸・野田・清田保育園	親子交流館（すくっと）
対象児童	満 1 歳～小学生未満	
利用期間	月 14 日以内（複数施設を利用する場合は合算した日数）	
休 園 日	保育園の休園日に同じ	水曜日、12 月 28 日～翌年 1 月 4 日 （水曜日が祝日の場合は翌平日）
利用時間	平日(1日)8:30-16:30 平日(半日)8:30-12:30 平日(半日)12:30-16:30 土曜日 8:30-12:30	平日・土日祝日 (1日)8:30-17:00 (半日)8:30-13:00 (半日)13:00-17:00 * 土日祝日は時間単位での預かりが可

【田原市HP】  
（一時預かり事業）



## 24 警報発表時等における休園・開園の判断

【保育園から保護者への連絡手段】 コドモンによる配信 又は 電話等

### ○田原市が「避難情報等」を発令

〔発令された地区＝小学校区のみ適用〕

↑  
時系列

警戒レベル	市民の取るべき行動等	市が発令する避難情報等	対応内容
5	(市内で既に災害が発生) 命を守る最善の行動をとる	<b>緊急安全確保(災害発生情報)</b> *〇〇川の氾濫、土砂崩れ…	<ul style="list-style-type: none"> <li>・休園(登園見合わせ)</li> <li>*自保育園地区に発令された場合、下表のとおり対応をとる</li> <li>*自保育園地区に発令されない場合は、開園を原則とする</li> </ul>
4	安全な場所へ全員避難する	<b>避難指示</b> *指定避難所の開設	
3	高齢者等(避難に時間を要する人)は避難を開始する	<b>高齢者等避難</b> *指定避難所の開設	
2	避難行動の確認をする	(注意報・危険度分布等) ※気象庁が発表	<ul style="list-style-type: none"> <li>・開園(平常保育)</li> </ul>
1	災害への心構えを高める	(早期注意情報) ※気象庁が発表	

### 【警戒レベル3・4・5の時の対応】

#### 【登園前】

区分	対応内容
午前7時30分時点で発令中	・休園(登園見合わせ)
午前7時30分時点で発令中	<b>【警戒レベル3想定】</b> (事前に子育て支援課と園が確認を行う。) <ul style="list-style-type: none"> <li>・通園の安全性が確保できると子育て支援課及び園長が判断する場合は、開園することもあります。</li> </ul>

#### 【登園後】

区分	対応内容
在園時	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保育中止、安全確保、待機、児童引渡し後に休園</li> </ul>
	<b>【基本的な対応】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・降園できると判断できるまで、園舎内で待機します。</li> <li>・必要に応じて園舎内のより安全な場所への移動、備蓄食糧、物品の使用などにより身体の安全を確保します。</li> <li>・必要に応じて指定避難所等へ避難(職員同行)します。</li> <li>・気象、道路等の状況に応じて、保護者による送迎が可能と判断した場合や保護者の希望がある場合などは、保護者に児童を引き渡して帰宅させます。</li> </ul>

\*警戒レベル5(災害発生情報)が発令された場合、各々が生命を守る最善の行動を取ります。  
(屋外が危険な場合、屋内のなるべく高い場所など適宜判断)

#### 【登降園中の保護者・児童の行動】

- 登園を見合わせ、帰宅してください。
- 状況により帰宅経路に危険があると判断する場合、登園待機させることも可能です。保育園では、児童・保護者が登園待機した場合は「登園後」と同じ対応を取ります。
- 大地震の発生、警報の発表、警戒レベル3以上の発令などが分かった時点で、保護者・児童は、状況に応じて一時避難場所や指定避難所など安全な場所に避難しましょう。
- 警戒レベル5(災害発生情報)が発令された場合、既に市内で災害が発生している状況ですので、各々が生命を守る最善の行動を取ってください。

○田原市に**特別警報「大雨・暴風・暴風雪・大雪・高潮」**が発表

○田原市に**顕著な大雨に関する気象情報（線状降水帯の発生）**が発表

【登園前】

区分	対応内容
午前7時30分までに解除	<ul style="list-style-type: none"> <li>・開園（平常保育）</li> <li>【個別判断】（事前に子育て支援課と園が確認を行う。）</li> <li>・保育園付近の増水や道路冠水などで通園の安全性が確保できないと園長が判断する場合、<u>園ごと休園もしくは開園時間を遅らせることがあります。</u></li> </ul>
午前7時30分時点で発表中	<ul style="list-style-type: none"> <li>・休園（登園見合わせ）</li> </ul>

【登園後】※登降園中の行動は、14ページを参照

区分	対応内容
在園時	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保育中止、安全確保・待機、児童引渡し後に休園</li> <li>【基本的な対応】</li> <li>・降園できると判断できるまで、園舎内で待機します。</li> <li>・必要に応じて園舎内のより安全な場所への移動、備蓄食糧、物品の使用などにより<u>身体の安全を確保</u>します。</li> <li>・必要に応じて指定避難所等へ避難（職員同行）します。</li> <li>・気象、道路等の状況から判断して、<u>保護者の送迎が可能と判断した場合や保護者の希望がある場合などは、保護者に園児を引き渡して帰宅</u>させます。</li> </ul>

○田原市に**「暴風警報」「暴風雪警報」**が発表

【登園前】

区分	対応内容
午前7時30分までに解除	<ul style="list-style-type: none"> <li>・開園（平常保育）</li> <li>【個別判断】（事前に子育て支援課と園が確認を行う。）</li> <li>・保育園付近の増水や道路冠水などで通園の安全性が確保できないと園長が判断する場合、<u>園ごと休園もしくは開園時間を遅らせることがあります。</u></li> </ul>
午前7時30分時点で発表中	<ul style="list-style-type: none"> <li>・休園（登園見合わせ）</li> </ul>
午前7時30分以降日中に解除	<ul style="list-style-type: none"> <li>・開園（警報解除後、安全性を確認したのち）</li> <li>【個別判断】（事前に子育て支援課と園が確認を行う。）</li> <li>・保育園付近の増水や道路冠水などで通園の安全性が確保できないと園長が判断する場合、<u>園ごと休園もしくは開園時間を遅らせることがあります。</u></li> </ul>

【登園後】※登降園中の行動は、14ページを参照

区分	対応内容
在園時	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保育中止、安全確保・待機、児童引渡し後に休園</li> <li>【基本的な対応】</li> <li>・<u>児童を速やかに降園させるため、保護者に連絡</u>します。</li> <li>・必要に応じて園舎内のより安全な場所への移動、備蓄食糧、物品の使用などにより<u>身体の安全を確保</u>します。</li> <li>・必要に応じて指定避難所等へ避難（職員同行）します。</li> <li>【降園させられないと判断した場合（道路冠水・浸水等）】</li> <li>・降園できると判断できるまで、園舎内で待機します。</li> </ul>

○田原市に「大雨警報」「洪水警報」「大雪警報」「高潮警報」が発表

【登園前】

区分	対応内容
午前7時30分までに解除	<ul style="list-style-type: none"> <li>・開園（平常保育）</li> <li>【個別判断】（事前に子育て支援課と園が確認を行う。）</li> <li>・保育園付近の増水や道路冠水などで通園の安全性が確保できないと園長が判断する場合、園ごと休園もしくは開園時間を遅らせることがあります。</li> </ul>
午前7時30分時点で発表中	<ul style="list-style-type: none"> <li>・開園（平常保育）</li> <li>【個別判断】（事前に子育て支援課と園が確認を行う。）</li> <li>・保育園付近の増水や道路冠水などで通園の安全性が確保できないと園長が判断する場合、園ごと休園もしくは開園時間を遅らせることがあります。</li> </ul>

【登園後】 ※登降園中の行動は、14 ページを参照

区分	対応内容
在園時	<ul style="list-style-type: none"> <li>・開園（平常保育）</li> </ul>
在園時	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保育中止、安全確保・待機、児童引渡し後に休園</li> <li>【個別判断】（事前に子育て支援課と園が確認を行う。）</li> <li>・保育園付近の増水や道路冠水などで通園の安全性が確保できないと園長が判断する場合、<b>降園時の安全面等を考慮して、園ごと休園やお迎えをお願いすることがあります。</b>その場合は、児童を速やかに降園させるため、保護者に連絡します。</li> </ul>

○田原市に「南海トラフ地震臨時情報」が発表

【登園前・在園時】 ※登降園中の行動は、14 ページを参照

区分	対応内容	
	登園前	在園時
<b>調査中</b> <small>（異常現象発生の発生から5～30分後）                      （震源域でM6.8以上の地震）</small>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・休園（登園見合わせ）（全保育園対象）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・在園中の場合、児童を速やかに降園させるため、保護者に連絡します。</li> </ul>
<b>巨大地震注意</b> <small>（調査中発表から最短2時間後）                      （1～2週間程度）</small>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・開園（全保育園対象）</li> <li>・通常の社会生活・経済活動を維持するため、預かり機能・体制の確保として、通常どおり開園することを基本とします。</li> </ul>	
<b>巨大地震警戒</b> <small>（調査中発表から最短2時間後）                      （1週間程度）</small>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・休園（5園対象）（他の保育園は開園が基本）</li> <li>・津波災害警戒区域、住民事前避難対象地域、高齢者等事前避難対象地域に立地する<b>第一、泉、中山、小中山、伊良湖岬保育園は休園します。</b></li> <li>・他の保育園では、通常の社会生活・経済活動を維持するため、預かり機能・体制の確保として、通常どおり開園することを基本とします。</li> </ul>	
<b>調査終了</b> <small>（調査中発表から最短2時間後）</small>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・開園（平常保育）</li> </ul>	



【田原市HP】  
 （田原市南海トラフ地震臨時情報に係る防災対応方針）

○田原市に「震度5弱以上の地震」が発生

【登園前】

区分	対応内容
登園前	・休園（登園見合わせ）
午前7時30分時点で発生中	・休園（登園見合わせ）

【登園後】※登降園中の行動は、14ページを参照

区分	対応内容
在園時	・保育中止、安全確保・待機、園児引渡し後に休園
	<b>【基本的な対応】</b> ・児童を速やかに降園させるため、保護者に連絡します。 ・必要に応じてより安全な場所への移動、備蓄食糧、備蓄物品の使用などにより身体の安全を確保します。 ・必要に応じて指定避難場所等へ避難（職員同行）します。

○田原市（愛知県外海又は伊勢・三河湾）に「大津波警報」「津波警報」が発表

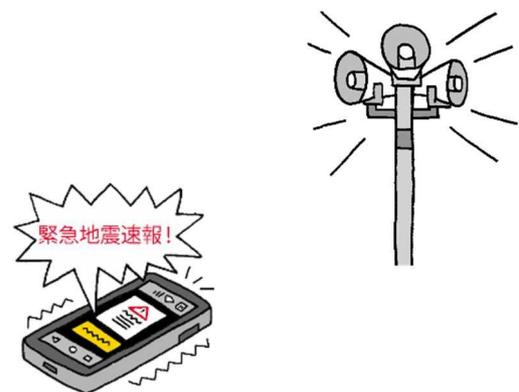
（第一・泉・中山・小中山・伊良湖岬保育園に適用）

【登園前】

区分	対応内容
登園前	・休園（登園見合わせ）
午前7時30分以降 日中に解除	・開園（警報解除後、安全性を確認したのち）
	・通園の安全性が確保できないと園長が判断する場合、園ごと休園もしくは開園時間を遅らせることがあります。 ・適用外の保育園でも、状況に応じて、休園もしくは開園時間を遅らせることがあります。

【登園後】※登降園中の行動は、14ページを参照

区分	対応内容
在園時	・保育中止、避難・児童引渡し後に休園
	<b>【基本的な対応】</b> ・児童を速やかに降園させるため、保護者に連絡します。 ・一時避難場所や指定避難所などへ避難（職員同行）します。 ・必要に応じてより安全な場所への移動、備蓄食糧、備蓄物品の使用などにより身体の安全を確保します。



# 令和8年度 田原市内保育園・認定こども園保育料（利用者負担額）一覧表

## ○教育標準認定（1号）保育料

階層区分		保育料(月額・円)	
生活保護世帯等	A	無償化 【国】	
市町村民税非課税世帯(所得割非課税世帯含む。)	B		
市町村民税所得割額	所得割課税額 77,100 円以下		C1
	所得割課税額 211,200 円以下		C2
	所得割課税額 211,201 円以上	C3	

## ○保育認定（2号・3号）保育料

階層区分		保育料(月額・円)				
		2号認定(3歳以上)		3号認定(3歳未満)		
		短時間	標準時間	短時間	標準時間	
生活保護世帯等(※)	A			0	0	
市町村民税非課税世帯	B			0	0	
均等割のみ又は所得割 10,000 円未満	C			8,800	9,000	
市町村民税所得割額	所得割 10,000 円～ 48,600 円未満	D1			12,700	13,000
	所得割 48,600 円～ 97,000 円未満	D2			16,700	17,000
	所得割 97,000 円～120,000 円未満	D3			21,800	22,200
	所得割 120,000 円～169,000 円未満	D4			30,300	30,900
	所得割 169,000 円～220,000 円未満	D5			39,100	39,800
	所得割 220,000 円～260,000 円未満	D6			42,400	43,200
	所得割 260,000 円～301,000 円未満	D7			45,800	46,600
	所得割 301,000 円～397,000 円未満	D8			51,100	52,000
	所得割 397,000 円以上	D9			52,000	53,000

無償化  
【国】

無償化  
【市独自施策】

(一部、愛知県による無償化)

## ○共通事項

- 【年齢区分】入所児童の年齢区分は、入所年度の初日（4月1日）の前日の年齢で、年度途中は変更されません。
- 【市町村民税額】市町村民税の額は、4月から8月分は前年度、9月から3月分は当該年度の課税額で判定し、税額控除のある場合は控除前の課税額で判定します。ただし、調整措置を反映した課税額とします。
- 【世帯の階層区分】世帯の階層区分は、その児童と同一世帯で生計を一にしている保護者の課税額により認定します。児童の父母が市町村民税非課税の場合で、生計を一にしている祖父母がいる場合は祖父母の課税額により認定します。  
世帯の階層区分のうち「生活保護世帯等」とは、生活保護法の規定による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯をいいます。（※3号の生活保護世帯等には、児童福祉法第6条の4第1項に規定する里親である世帯を含む。）
- 【特定被監護者等】支給認定保護者に監護される者（未成年者）、監護されていた者、支給認定保護者（又は配偶者）の直系卑属（子、孫）であって、支給認定保護者と生計を一にする被扶養者（別居も可）をいいます。

## ○保育認定（3号）：保育園、認定こども園

- 【母子父子等減免】母子・父子世帯または在宅障害児（者）のいる世帯で階層区分がC階層又はD1階層に認定された世帯は最年長の特定被監護者等から1人目は保育料から1,000円を控除した額の半額、D2階層（市民税所得割額が77,101円未満に限る。）に認定された世帯の最年長の特定被監護者等から1人目の保育料は月額8,000円（保育短時間は月額7,800円）となります。また、C階層、D1階層又はD2階層（市民税所得割額が77,101円未満に限る。）に認定された世帯の最年長の特定被監護者等から2人目以降は無料となります。
- 【多子世帯軽減】幼稚園や保育園、認定こども園などを兄弟で利用する場合、入園している最年長の子どもから順に2人目は半額、3人目以降は無料となります。保育園に入所している児童の上の子が幼稚園等を利用している場合は、同時入所とみなして保育料が算定されます。
- 【低所得世帯の多子世帯軽減】階層区分がB階層と認定された世帯で特定被監護者等が2人以上いる世帯の保育料は、最年長の特定被監護者等から2人目以降は無料となります。C階層からD2階層（D2階層は市民税所得割額が57,700円未満に限る。）と認定された世帯で特定被監護者等が2人以上いる世帯の保育料は、最年長の特定被監護者等から2人目は半額、3人目以降は無料となります。（特定被監護者等が同一世帯でない場合は、申請が必要。）
- 【第二子無償】満18歳未満の児童が2人以上いる世帯の2人目の児童が3歳未満児で入所した場合は無料となります。
- 【第三子無償】満18歳未満の児童が3人以上いる世帯の3人目以降の児童が3歳未満児で入所した場合は無料となります。
- 【田原市子育て支援独自施策による無償】上記にかかわらず、3歳未満で入所した児童は無料となります。（令和8年度継続予定）

【保育料の軽減・無償化】

1 多子世帯の軽減（継続）

入園児に兄弟姉妹がいる多子世帯は、扶養している兄弟姉妹の年齢にかかわらず、市町村民税所得割額が、3号認定は57,700円未満の世帯に限り軽減します。

認定区分	【低所得世帯の多子世帯軽減】	【多子世帯軽減】
	3号認定	57,700円未満（C階層～D2階層の一部） ○年齢にかかわらず人数をカウント 1人目 全額 2人目 C～D2階層の一部 半額 3人目以降 0円

※同一世帯以外に保護者と生計を一にする入園児の兄弟姉妹がいる場合、多子世帯の軽減を受けるには「保育所等多子世帯保育料軽減申請書」の届出が必要です。

2 ひとり親世帯等の減免（継続）

ひとり親世帯等（母子・父子世帯及び在宅障害（児）者のいる世帯）は、市町村民税所得割額が77,101円未満に限り減免します。

認定区分	【母子父子等減免】	【母子父子等減免なし】
	3号認定	77,101円未満（C階層～D2階層の一部） ○年齢にかかわらず人数をカウント 1人目 C・D1階層 1,000円減額後半額 D2階層の一部 月額7,800円（短時間） 月額8,000円（標準時間） 2人目以降 0円

※ひとり親世帯等のうち「在宅障害（児）者のいる世帯」の減免を受ける場合、身体障害者手帳等の写しの提出が必要です。

3 第二子・第三子保育料の無償（継続）

満18歳未満の児童が2人以上いる世帯の2番目の児童が3歳未満児で入所した場合及び満18歳未満の児童が3人以上いる世帯の3人目以降の児童が3歳未満児で入所した場合は、保育料が無料になります。

4 0歳から2歳児の保育料の無償化（継続）

令和8年度継続予定

令和6年4月から、田原市独自の施策として無償化の範囲を拡充しています。

これまで国の基準を超える形で市独自で第3子以降の子どもへの無償化等を行ってきましたが、0歳児クラスから2歳児クラスの保育料（給食費を含む。）も無償化し、市内の認可保育施設に通う全ての子どもの保育料を、所得や出生順位にかかわらず、無料としました。

※3歳以上の保育料は、従前から無料となっています。

※延長保育や一時預かり事業など、特別な保育・教育サービス（給食費を含む。）を利用した場合の料金は、引き続き負担が必要です。

【給食費の免除・無償化】

1 給食費の免除（継続）

①世帯の市町村民税所得割額が以下の基準額未満であること。

基準額 1号認定：77,101円

2号認定：57,700円（※ひとり親等の場合は77,101円）

②1号認定の子どもで小学3年生の子どもから数えて第3子以降の子ども

③2号認定の子どもで就学前児童の子どもから数えて第3子以降の子ども

④満18歳未満の子どもから数えて第3子以降の子ども（住所が別の子どもがいる場合は、申し出ください。）

2 給食費の無償化（継続）

令和8年度継続予定

本来負担額 3歳以上児=270円/食・希望保育弁当=220円/食

令和6年4月から、田原市独自の施策として無償化の範囲を拡充しています。

上記に加え、市内の認可保育施設に通う満3歳児クラスから5歳児クラスまでの全ての子どもの給食費を、所得や出生順位にかかわらず、無料としました。

※0歳から2歳児までの給食費は制度上保育料に含まれており、従前から無料となっています。

## 田原市保育所型認定こども園（公立保育園）一覧表

○設置・管理運営者＝田原市（田原市長）

保育園名	1・2号認定	利用 定員	郵便番号 所在地	電話 FAX	メールアドレス
	3号認定				
第一保育園	112 48	160	441-3421 田原町汐見 96	(0531) 22-1001	<a href="mailto:daichi@city.tahara.aichi.jp">daichi@city.tahara.aichi.jp</a>
野田保育園 【一時預かり・休日・土曜日集合】	72 18				
東部保育園	82 38	120	441-3417 豊島町仲田 24-1	(0531) 22-0767	<a href="mailto:toubu@city.tahara.aichi.jp">toubu@city.tahara.aichi.jp</a>
神戸保育園 【一時預かり】	75 25				
稲場保育園	142 58	200	441-3427 加治町稲場 150-1	(0531) 23-0577	<a href="mailto:inaba@city.tahara.aichi.jp">inaba@city.tahara.aichi.jp</a>
泉保育園	79 21				
清田保育園 【一時預かり・こども誰でも通園】	62 18	80	441-3608 折立町東原畑 131	(0531) 32-0316	<a href="mailto:kiyota@city.tahara.aichi.jp">kiyota@city.tahara.aichi.jp</a>
福江保育園	115 50				
中山保育園	68 12	80	441-3615 中山町神明前 7	(0531) 32-0176	<a href="mailto:nakayama@city.tahara.aichi.jp">nakayama@city.tahara.aichi.jp</a>
小中山保育園	76 14				
伊良湖岬保育園	85 30	115	441-3626 小塩津町西原 35-1	(0531) 38-0115	<a href="mailto:iragomisaki@city.tahara.aichi.jp">iragomisaki@city.tahara.aichi.jp</a>

\*公立保育園の適正化に伴い、小中山保育園は令和10年度末（令和11年3月）で閉園予定です。

## 幼保連携型認定こども園・民間保育園一覧表【参考】

学校法人田原学園 蔵王こども園	190 45	235	441-3421 田原町大沢 3-293	(0531) 23-0678	<a href="mailto:tahara-zaou@crest.ocn.ne.jp">tahara-zaou@crest.ocn.ne.jp</a>
学校法人蟬川学園 田原赤石こども園	85 25				
学校法人明睦学園 童浦こども園	100 50	150	441-3404 片浜町前畑 79-1	(0531) 27-8001	<a href="mailto:douho.kodomo@meiboku.ed.jp">douho.kodomo@meiboku.ed.jp</a>
学校法人正円寺学園 あかばねこども園	99 46				
社会福祉法人豊橋みなみ福祉会 漆田保育園	76 54	130	441-3416 東赤石一丁目 62	(0531) 22-0545	<a href="mailto:urusida373@tees.jp">urusida373@tees.jp</a>



【田原市HP】  
（保育園情報）



田原市では  
公立保育園で活躍  
していただける

『保育士』『保育士サポーター』を  
募集しています



【田原市HP】  
（保育士募集）



## 令和8年度 入園のしおり

発行編集 田原市こども健康部子育て支援課  
〒441-3492 田原市田原町南番場 30-1  
TEL. 0531-23-3513  
FAX. 0531-23-3545

発行年月 令和8年3月  
\*掲載情報は、令和8年3月13日現在の情報です